

千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針

平成23年7月15日現在改正部分（素案）

2 本県における市町村国保の現況及び将来の見通し

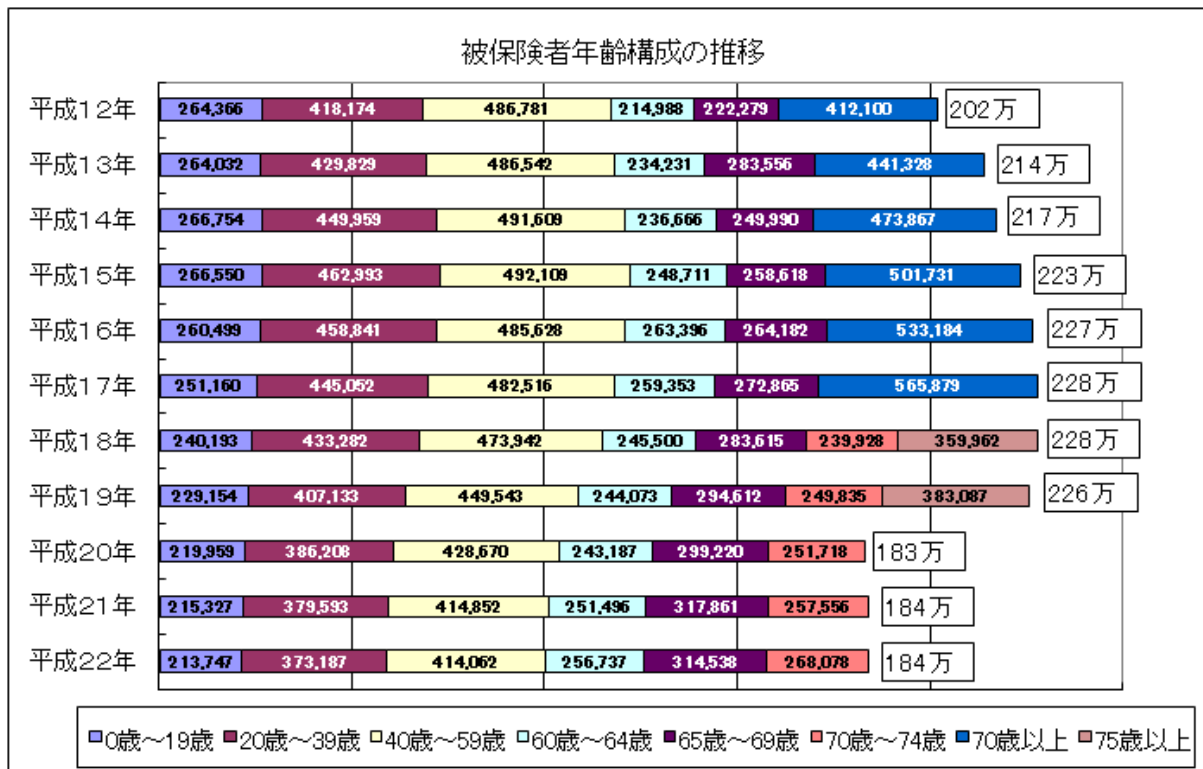
(1) 被保険者の状況

本県における市町村国保の被保険者数は、平成17年をピークに微減していたが、さらに、後期高齢者医療制度が施行された平成20年には75歳以上の方が移行したため、大きく減少した。

平成21年、22年については、184万人で推移している。〔図表1〕

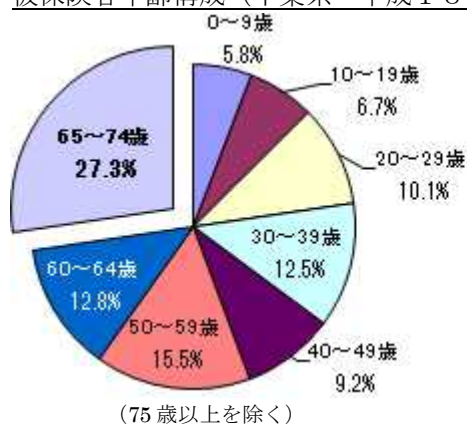
また、0歳から74歳までの年齢構成についてみると、65歳から74歳の占める割合が平成18年は27.3%であるが、平成22年には31.7%となっており、高齢者の割合が高くなっている。〔図表2〕

〔図表1〕

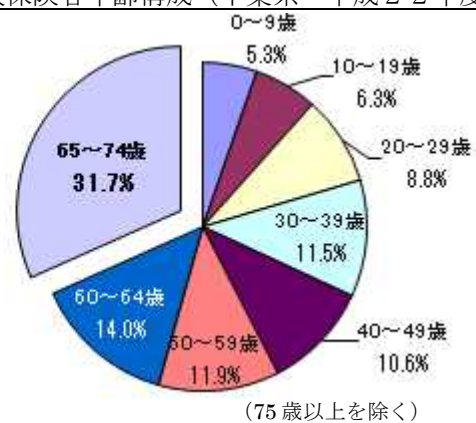


65歳未満の被保険者は減少し、65歳以上の高齢者の割合が高くなっている。

〔図表2〕 被保険者年齢構成（千葉県 平成18年度）



被保険者年齢構成（千葉県 平成22年度）



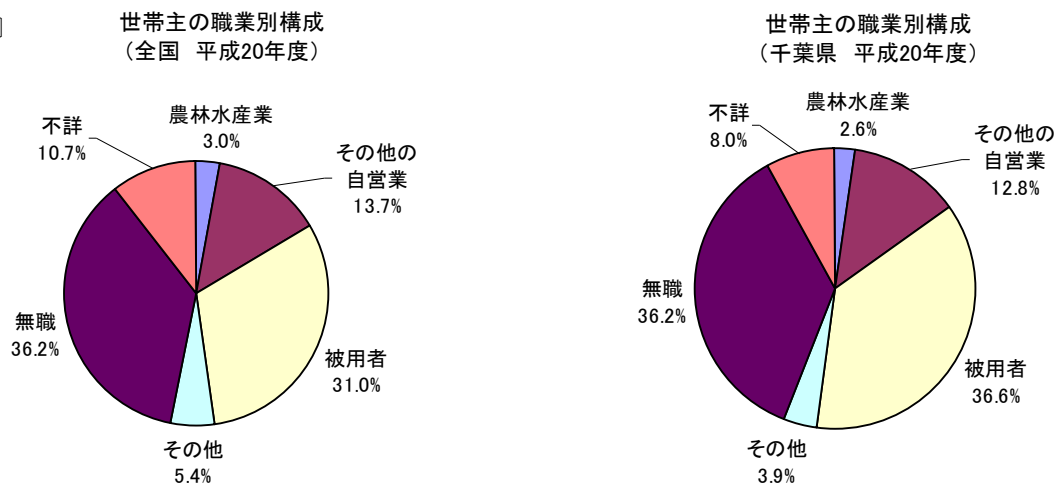
【出典：国民健康保険事業年報（各年9月30日現在）】

世帯主の職業をみると、全国では、平成2年度には自営業・農林水産業は37.9%、無職は35.4%であったが、平成20年度には、自営業・農林水産業は16.7%となり、無職が36.2%を占めている。

本県では、平成20年度において、自営業・農林水産業が15.4%、無職が36.2%であり、被用者保険に加入できない被用者が36.6%となっている。

全国に比べ被用者、無職の割合がさらに高くなっている。〔図表3〕

〔図表3〕

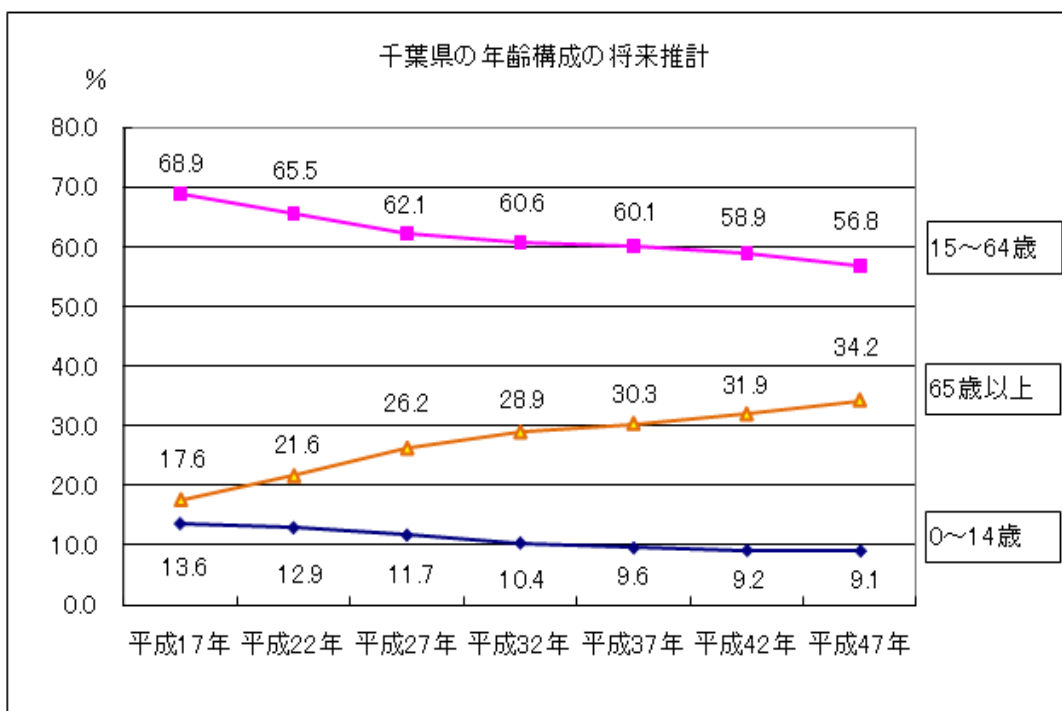


【出典：平成20年度国民健康保険実態調査報告】

なお、本県人口の年齢構成については、65歳以上の人口の占める割合が、ますます増加し、平成22年から平成37年に8.7ポイント増となるとされている一方で、0歳から14歳及び15歳から64歳は減少し、平成22年から平成37年に、それぞれ3.3ポイント及び5.5ポイント減となるとされている。〔図表4〕

また、世帯当たり人員数は、県内全世帯に比べ国保世帯はさらに単身化へと進んでいる。〔図表5〕

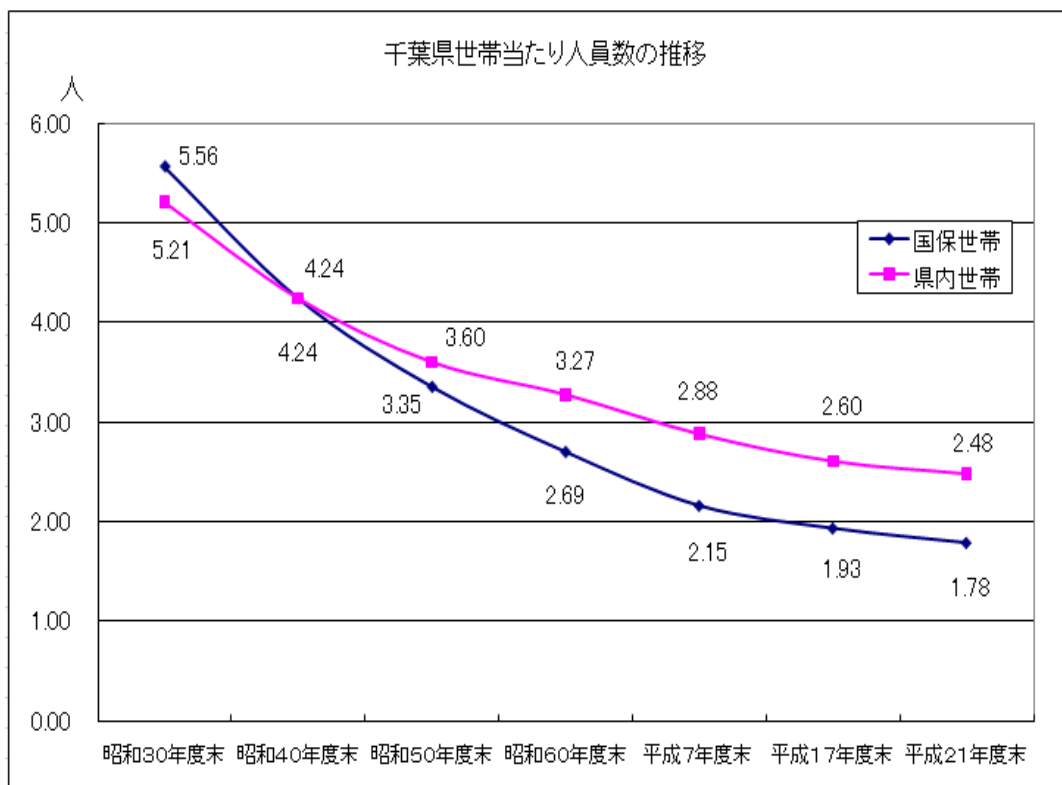
〔図表4〕 ◆千葉県人口の年齢構成



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」】

〔図表5〕

◆千葉県世帯当たり人員数の推移



【出典：国民健康保険事業年報】

(2) 医療費の状況

本県における市町村国保の1人当たり医療費は、平成10年度は267,806円であったが、平成19年度には331,863円となっている。平成20年度の医療費は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したことにより247,737円と下がったが、平成21年度では257,331円となっている。

また、1人当たり医療費の保険者格差は近年縮小する傾向にある。〔図表6〕

なお、老人の医療費を除く国保、退職者の医療費は、平成21年度に対前年度3.9%の伸びを示しており、上昇傾向にある。〔図表7〕

〔図表6〕 本県における市町村国保の1人当たり医療費（一般・退職・老人）

単位：円

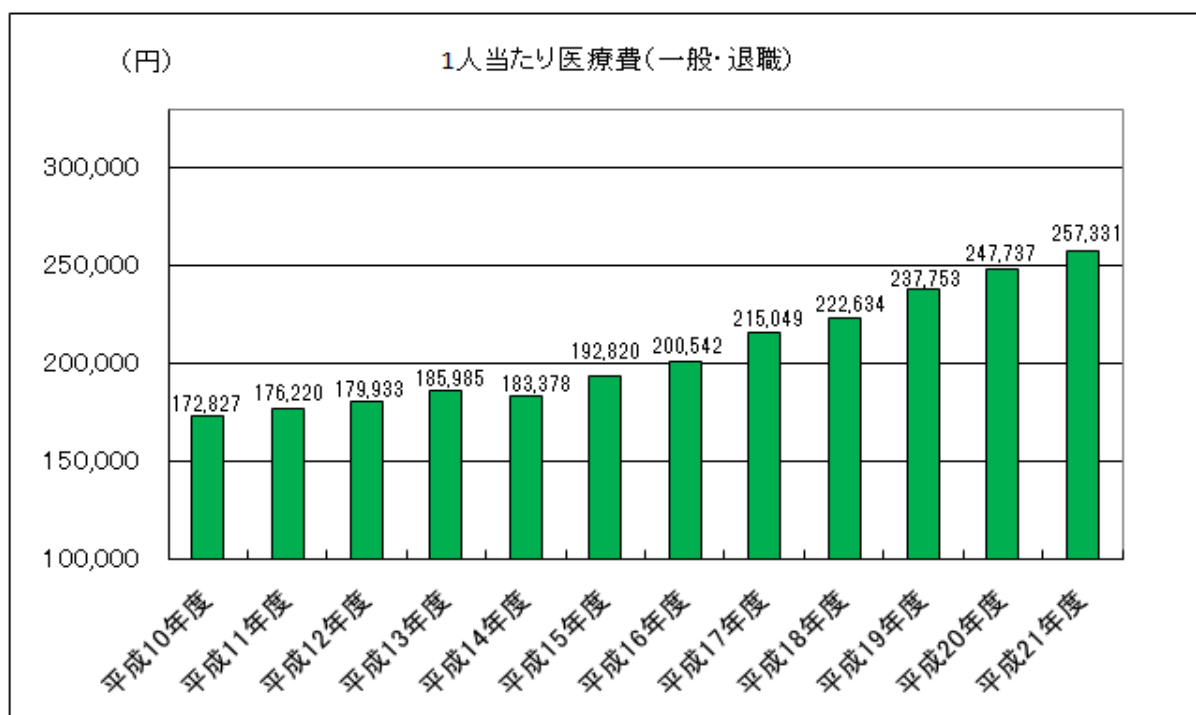
	平成10年度	平成15年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
医療費	267,806	289,839	331,863	247,737	257,331
(最大)	355,335	380,011	429,768	309,325	320,168
(最小)	203,246	196,509	250,685	196,818	209,576
格差	152,089 (1.75倍)	183,502 (1.93倍)	179,083 (1.71倍)	112,507 (1.57倍)	110,592 (1.52倍)

注) 平成19年度までは（一般、退職、老人分） 平成20年度からは（一般、退職のみ）

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

〔図表7〕

◆千葉県の1人当たりの医療費の推移（一般、退職）



【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

(3) 保険料(税)の状況

本県における市町村国保の1人当たり保険料(税)は、平成10年度79,862円(医療分)であったが、平成20年度には87,955円(医療分及び後期高齢者支援分)となっている。

市町村ごとの保険料(税)をみると、1人当たり保険料(税)の格差は、1.5倍前後で推移しており、平成21年度では、最高の市町村で99,623円、最低の市町村で69,549円となっている。〔図表8〕

〔図表8〕

本県における市町村国保の1人当たり保険料(税)調定額(医療分、後期高齢者支援分)
単位：円

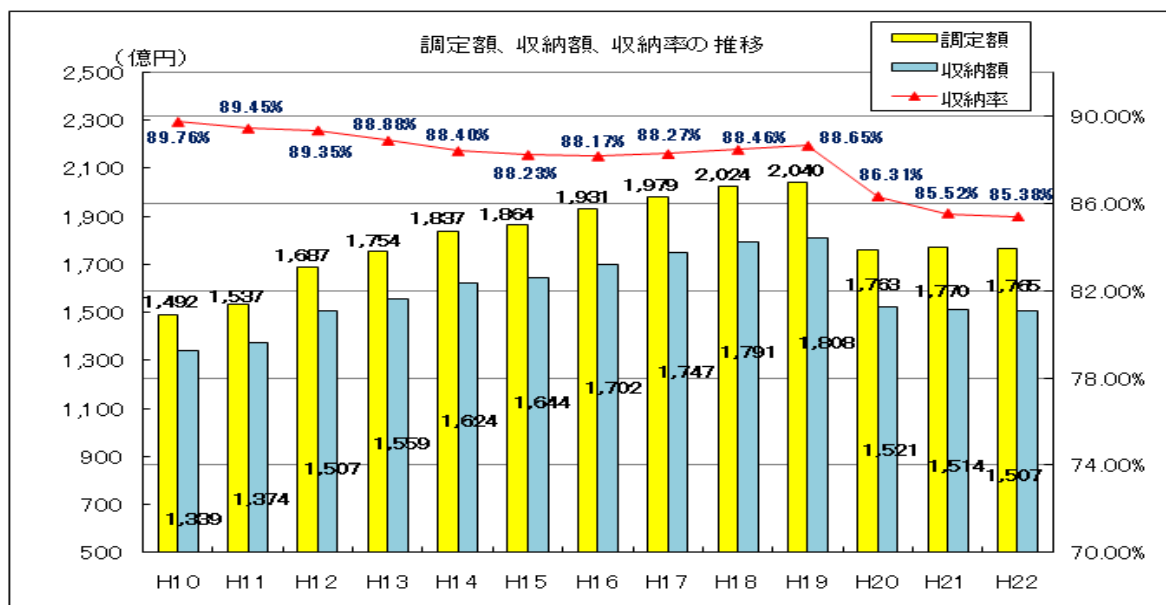
	平成10年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	79,862	80,214	82,155	83,521	87,955	84,857
最高額	91,738	95,543	97,333	97,444	107,990	99,623
最低額	51,699	65,202	60,434	65,925	71,792	69,549
格差	40,039 (1.78倍)	30,341 (1.47倍)	36,899 (1.61倍)	31,519 (1.48倍)	36,198 (1.50倍)	30,074 (1.43倍)

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

国保料(税)の調定額、収納額、収納率については、平成20年度に後期高齢者医療制度施行に伴い納付率の高い75歳以上の方が移行したこと、世界的な経済不況による影響等で、調定額、収納額が減額している。〔図表9〕

〔図表9〕

◆千葉県の市町村国保料(税)[現年分]の調定額、収納額、収納率の推移(介護分含む)



平成22年度、調定額、収納額、収納率は6月現在の速報値(5月調定未収)とした。

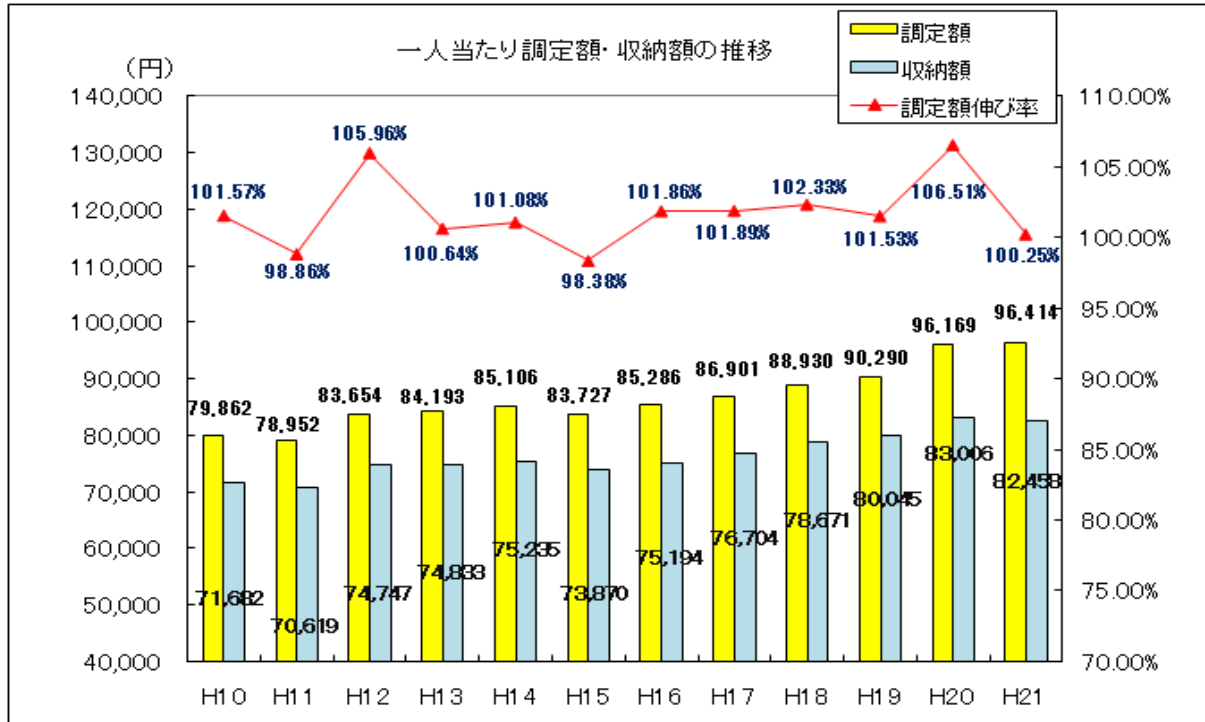
昨年度並みの収納額を予定している。

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

本県の1人当たり保険料(税)調定額、収納額については、平成15年度以降増加傾向にあり、平成21年度には調定額96,414円、収納額82,458円となっている。〔図表10〕

〔図表10〕

◆千葉県の市町村国保料(税)〔現年分〕の被保険者1人当たり調定額及び収納額の推移(介護分含む)



※平成20年度の国保料(税)調定額の増加原因は、後期高齢者医療制度施行により、調定額の減少率を上回って被保険者数が減少した為

(平成19年度までは老人医療費分が、平成20年度からは後期高齢者支援分が保険料に含まれている。)

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

(4) 国保財政の状況

実質収支額をみると改善傾向にあるが、単年度の実質的な収支（単年度経常収支から一般会計法定外繰入を除外したもの）をみると、平成10年度は、約122億円の赤字（80市町村のうち65市町村）であったが、後期高齢者医療制度が施行された平成20年度は、約143億円（56市町村のうち30市町村）の赤字となり、平成21年度は、約139億円の赤字（54市町村のうち35市町村）となっている。〔図表11〕

〔図表11〕 本県における市町村国保の収支状況 (単位：百万円)

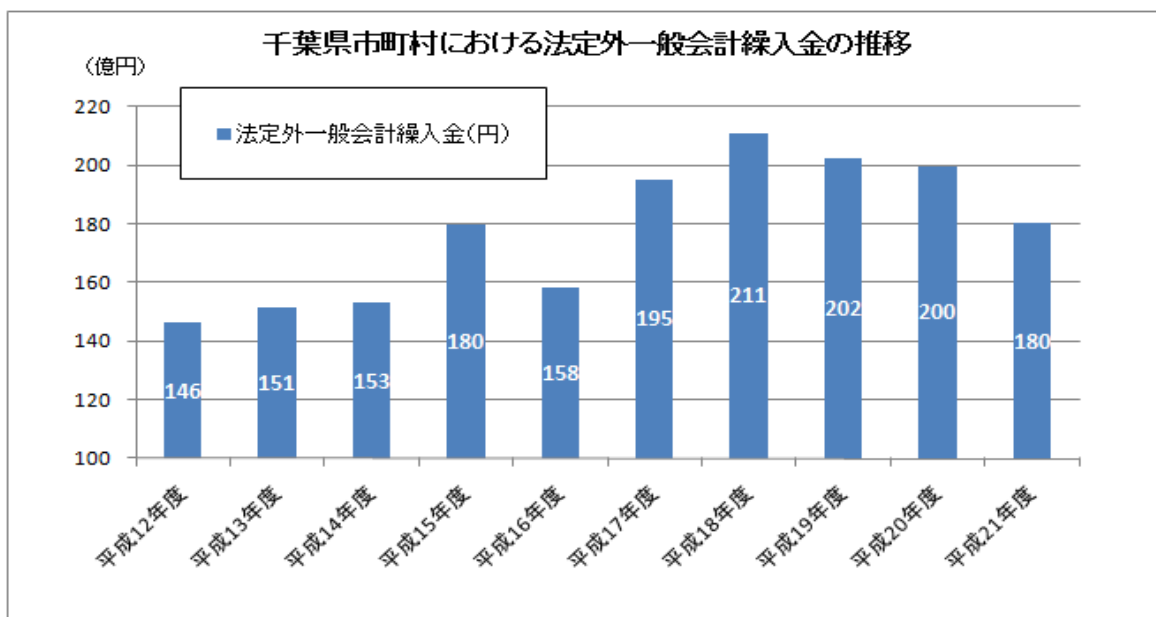
	平成10年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市町村数	80	56	56	54
実質収支額(一般) A	12,626	12,151	17,544	18,588
基金繰入金等 B	3,457	4,368	3,516	4,710
前年度繰越金(退職除く) C	9,550	9,804	8,373	9,827
単年度経常収支(A-B-C) D ()は赤字保険者数	▲382 (48)	▲2,022 (37)	5,655 (17)	4,051 (21)
一般会計(法定外)繰入金 E	11,821	20,244	19,988	17,999
単年度経常収支から一般会計 (法定外)繰入金を控除 ()は赤字保険者数	▲12,203 (65)	▲22,266 (50)	▲14,333 (30)	▲13,948 (35)

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

なお、一般会計からの法定外繰入額については、平成21年度で180億円となっている。〔図表12〕

市町村国保財政は一般会計からの多額の繰入などにより制度を維持している。

〔図表12〕



また、収支差引が赤字の団体については、翌年度繰上充用により補てんされている。〔図表 13〕

〔図表 13〕

収支差引残赤字団体の状況

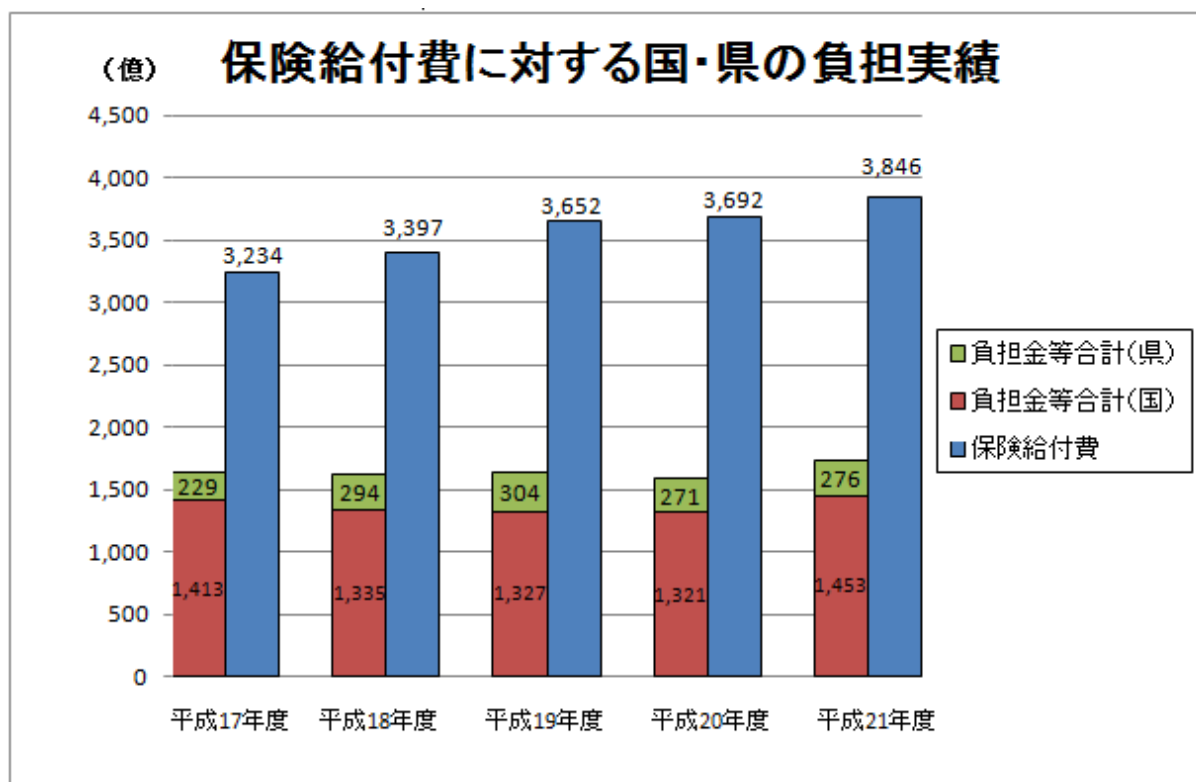
(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収支差引残赤字額				
翌年度繰上充用	▲42	▲178	▲1,849	▲7,917
() は保険者数	(1)	(1)	(1)	(3)

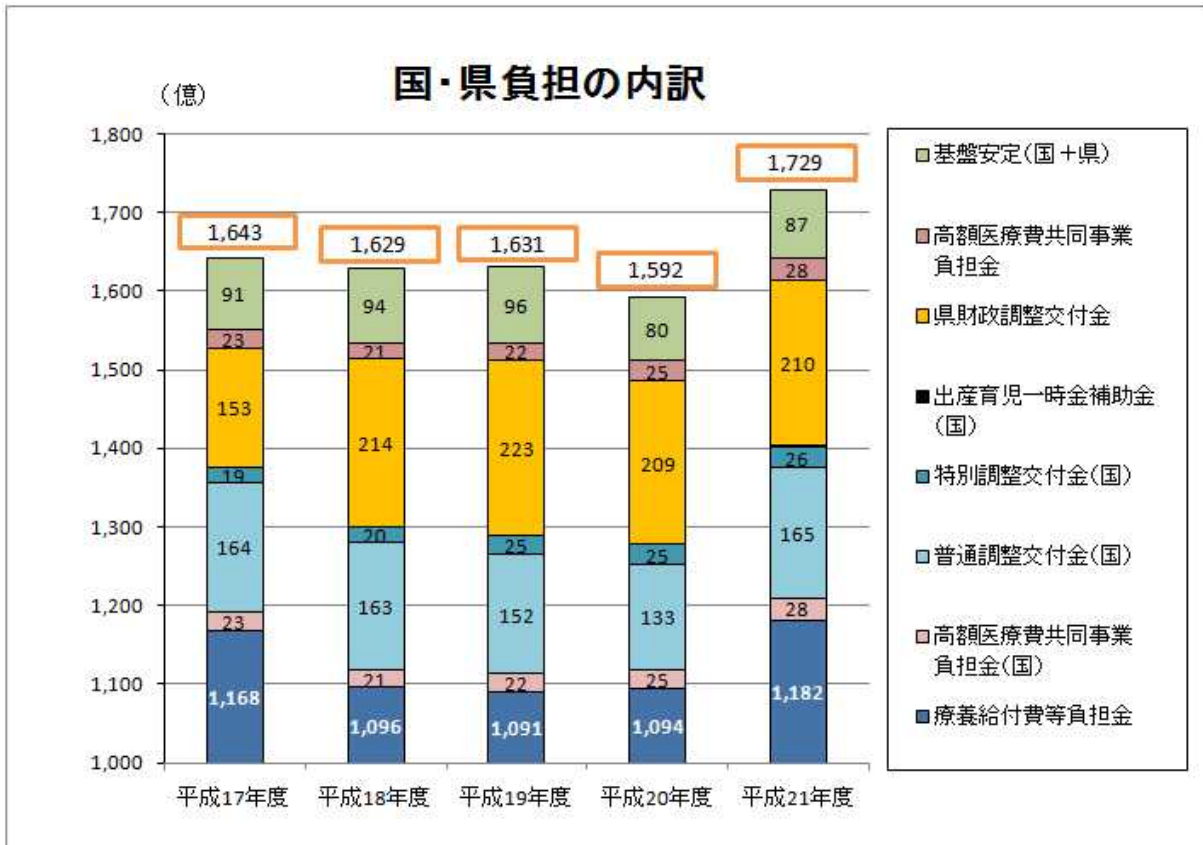
【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

保険給付費に対しては、国、県の支出金として平成 21 年度では 1,729 億円が支出されており、これは保険給付費 3,846 億円の 45.0% を占めている。〔図表 14 -1〕〔図表 14 -2〕

〔図表 14 -1〕



[図表 14-2]



【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

(5) 将来の見通し

- ① 市町村国保は、被保険者の高齢化が進み、世帯主に占める無職者の割合が高い状況の中で運営されている。1人当たり医療費や1人当たり保険料額は上昇している一方で、近年収納率は低下しており、市町村国保財政はより厳しい状況にある。
- ② 市町村国保の実質収支は改善傾向にあるが、法定外繰入金も多額に上ぼっていることから、国保財政の安定化のためには、まずは本方針で定めた目標収納率の達成に向け、取り組む必要がある。
- ③ しかし、医療費は、医療技術の高度化と被保険者の高齢化により、さらに増加すると考えられ、被保険者の増加が見込めない中では1人当たりの保険料(税)の負担が次第に増加していくものと考えられる。低所得世帯の占める割合が高い市町村国保にとって、保険料(税)の収納率を維持していくことも困難な状況になっていくと思われる。
- ④ 現在国で検討されている、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大や、低所得世帯対策などの国保財政基盤強化等、今後の国保制度の見直しを踏まえながら、市町村国保財政の安定化施策等について、さらに検討していく。